

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	2	母(父)子福祉
分科会	5	児童福祉分科会	調整項目	1	児童扶養手当

中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
黒川村担当	住民課	児童福祉係	担当者名	

現況			調整方針	備考																														
記載事項	中条町	黒川村																																
目的	父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、或いは母に代わってその児童を養育している人の福祉の増進を図る。	同左	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																															
受給資格	児童が18歳に達する日以後の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある児童を監護する母、または母が監護していない場合の養育者。	同左。																																
手当の額(月額)	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>全額支給</td> <td>一部支給</td> </tr> <tr> <td>児童1人</td> <td>42,000円</td> <td>41,990～9,910円</td> </tr> <tr> <td>児童2人</td> <td>47,000円</td> <td>46,990～14,910円</td> </tr> <tr> <td>3人以上は、1人につき3,000円加算される。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				全額支給	一部支給	児童1人	42,000円	41,990～9,910円	児童2人	47,000円	46,990～14,910円	3人以上は、1人につき3,000円加算される。			同左。																		
	全額支給	一部支給																																
児童1人	42,000円	41,990～9,910円																																
児童2人	47,000円	46,990～14,910円																																
3人以上は、1人につき3,000円加算される。																																		
関係法令等	児童扶養手当法	児童扶養手当法	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">財政への影響額</td> <td>単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td colspan="2">影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </table>		財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町					黒川村					計					備考 平成15年度当初予算ベース				
財政への影響額				単位：千円																														
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																															
中条町																																		
黒川村																																		
計																																		
備考 平成15年度当初予算ベース																																		